

平成24年度横浜市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度横浜市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水再生センター 11か所

年間総処理量 590,353,000 m³

1日平均処理量 1,617,000 m³

(2) ポンプ場 70か所

年間総揚水量 305,497,000 m³

1日平均揚水量 837,000 m³

(3) 水洗便所改造助成件数 26件

(4) 主な建設改良事業 管きよ、ポンプ場及び水再生センター等
整備事業 36,297,500 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益 112,440,536 千円

第1項 営業収益 60,927,630 千円

第2項 営業外収益 50,453,906 千円

第3項 特別利益 1,059,000 千円

支 出

第1款	下水道管理費	107,262,898千円
第1項	営業費用	84,755,009千円
第2項	営業外費用	21,347,707千円
第3項	特別損失	1,151,182千円
第4項	予備費	9,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額59,076,047千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款	下水道事業資本的収入	92,931,371千円
第1項	資本的収入	92,931,371千円

支 出

第1款	下水道事業資本的支出	152,007,418千円
第1項	建設改良費	40,045,202千円
第2項	企業債償還金	111,905,498千円
第3項	投資	10,309千円
第4項	国庫補助金返還金	46,409千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道整備工事	平成25年度から 平成26年度まで	12,000,000千円

南部汚泥資源化センター
下水汚泥燃料化設備の
整備及び維持管理

平成25年度から
平成47年度まで

16,881,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(1) 起債の目的 下水道整備事業費及び元金支払に充てるため。

(2) 限度額 31,297,000千円

下水道整備事業費充当企業債 18,964,000千円

資本費平準化債 12,333,000千円

(3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。

イ 起債の時期は平成24事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。

(4) 利率 年5.0%以内

(5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。

イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び

営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
50,024,837千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000,000千円と定める。

平成24年2月15日提出

横浜市長 林 文子